

一 般 質 問

平成25年6月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	8 番 岸 光男	水道事業の今後は
2	1 番 金子 正直	町における虐待についての現状と対応について
3	2 番 曾我 功	地域公共交通について
4	1 5 番 小沢 長男	(1) 憲法9条等の改定に反対することを求める (2) 医療費負担の増をしないことを国に求める ことについて (3) 中村川の整備計画は
5	1 2 番 相原 啓一	生活圏を重視した町政を
6	5 番 戸村 裕司	(1) 携帯電話基地局の設置にガイドラインを (2) 内部被ばくを減らすため給食の放射能検査 を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 水道事業の今後は	8番 岸 光男
<p>町の水道事業は、昭和46年に創設され、幾多の沿革を経ながら今日に至っています。</p> <p>昭和60年には「グリーンテクなかい」開発構想など都市的土地利用の促進から、水道事業経営変更が認可され、計画給水人口1万3,500人、1日最大1万8,000㎡に拡張されました。</p> <p>その後、社会情勢が大きく変化し、想定した水の需要は見込めず、現在は設備過剰となっています。</p> <p>また、近年では、全国的に設備の老朽化も問題になっており、新たな投資を行ってもそれに見合う料金の見直しを行わなければ、料金収入の増加は期待できない状況です。</p> <p>水道事業には、安心でおいしい水を安定して供給できる経営が何よりも求められています。</p> <p>そこで質問いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、配水管の耐震化や老朽化の対策は、計画的に進んでいますか。</li> <li>2、小規模施設が点在していますが、今の職員数で管理・点検は十分できていますか。</li> <li>3、今後の水需要をどう見込んでいますか。</li> <li>4、現在、休止状態の井ノ口中継ポンプ場のあり方をどのように考えていますか。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>中井町の水道事業は良好な水質で豊富な地下水を水源として、安全で美味しい水の安定供給に努め、平成22年に策定した中井町水道ビジョンによって維持管理に努めているところであります。</p> <p>1点目の配水管の老朽化や耐震化の対策についてですが、耐用年数40年を超える老朽管は1.5%程度であり、これらの布設替えについては下水道工事及び道路改良工事にあわせて実施しております。</p> <p>今後の耐震対策につきましては、まず各施設の耐震診断を行い、その上で施設の重要度を考慮し順次耐震対策を行うこととなりますが、耐震改修には莫大な事業費がかかりますので、増加する事業費に対して適正な水道料金を検討しながら計画を策定しなければならないと考えます。</p> <p>2点目の今の職員数で管理・点検は十分できていますかについてですが、現在、水道施設の管理、点検は工務班2名で行っておりますが、いずれも水道課での経験年数が長く通常の管理点検には対応できておりますが、水道施設の管理にはある程度の経験年数を必要とするため、今後は若手技術職員の育成に取り組む必要があると考えます。</p> <p>3点目の今後の水需要についてですが、今年度においてはグリーンテクなかいBブロックに新たに進出した企業があり若干の増加を見込んでおりますが、近年は人口の減少、少子高齢化、節水意識や節水器具の普及などにより、水道使用量は年々減少傾向であり、今後もこの傾向は続くと考えます。</p> <p>4点目の井ノ口中継ポンプ場のあり方についてですが、議員ご指摘の通りこの施設はグリーンテクなかい開発に当たり、進出企業に安定的に水を供給するために設置した施設であり、その後の社会経済の変化により想定していた水需要が見込めず、中継ポンプ施設としての機能は休止状態となっており、宮原取水場と砂口配水池との運転制御を監視する計装設備のみ使用している状況です。</p> <p>今後は、水需要の推移に十分留意し、経済性や施設の統廃合を考えた総合的な判断が必要であると考えます。当面は必要最低限の施設維持管理を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	

【問】 2 町における虐待についての現状と対応について	1番 金子 正直
<p>私たちは、日常生活の中で、進学、就職、子育てや介護など様々な生活課題に直面します。そして、そのような生活課題を自らの力で、また家族の力だけで解決できないとき、それは社会生活を送るうえで問題となります。</p> <p>子育てのことで悩んでいるが、身近に相談相手がいない、認知症の状態にある高齢者の介護に翻弄され家族だけでは対応できない、精神障がい者を抱え周囲の理解が得られないなどから、いつしか虐待が行われてしまうということも多々あります。現在では、児童、高齢者、障がい者を対象範囲にそれぞれ虐待防止法が施行されていますが、次の点について町の現状や対応を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、各虐待防止法での町の役割や責務は、どのようになっていますか。</li> <li>2、障がいを持つ被虐待者が、児童や高齢者であった場合、各虐待防止法の適用をどのように考えますか。</li> <li>3、虐待に対しては、休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保する必要があると思いますが、町ではどのようになっていますか。</li> <li>4、秦野市では、学校に籍のない「未就学児」の確認を毎月行うこととしましたが、町ではどのような対策を講じていきますか。</li> </ol>	
【町長答】	
<p>近年、わが国では、少子高齢化や核家族化、また、地域のつながりが希薄化し、景気低迷の影響もあり、子育てや介護等がしにくい社会環境となり、養護者による子どもや高齢者、障がい者への虐待が年々増加しているとともに、痛ましい事件も発生しています。</p> <p>国では、児童・高齢者・障がい者のそれぞれへの虐待に対する法整備を行い、市町村には相談窓口の設置などの発生予防、早期発見・早期対応など、虐待に対する迅速かつ適切な対応が求められています。</p> <p>そのような中で、本町の虐待の現状については、昨年度において児童虐待、高齢者虐待ともに2件の事例が発生し、現在も継続的な見守りや支援を行っています。</p> <p>1点目の「各虐待防止法での町の役割・責務」についてのご質問ですが、各法律にも定められていますが、養護者や被虐待者に対する相談や助言・指導の未然防止をはじめ、通報を受けた場合の安全確認や事実確認、対応の協議、立ち入り調査、さらには養護を受ける人の居室の確保などが求められています。</p>	

また、警察や関係機関、民生・児童委員等との連携協力体制の整備、専門的職員の確保などが主な役割・責務となっています。

なお、児童虐待については、中井町要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の防止、早期発見、早期対応など、問題を抱える子ども達やその家族への適切な支援を行っています。

2点目の「障がいを持つ被虐待者の各虐待防止法の適用について」のご質問ですが、障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で優先順位等の関係はありませんので、養護者や被虐待者の状況に応じ、必要なサービスを考慮するなど、状況に応じて各法律を適用していくことになると思います。

3点目の「休日や夜間における体制について」のご質問ですが、町民等から虐待の通報があった場合につきましては、当直員である職員や警備員が通報の状況を聞き取り、直ちにその内容を各担当者に連絡する体制を整えています。

なお、通報を受けた担当者は、担当課長等と緊急性の度合いを判断したうえで、必要な対応を図っています。

4点目の「学校に籍のない未就学児の確認について」のご質問ですが、本町での子どもの就学につきましては、住所登録に基づき就学時前の健康診断、入学説明会、入学式の案内を保護者あてに通知しています。その際、就学予定者の出席が確認できない場合には保護者に再度、連絡や家庭訪問等を行うようにしています。

今後も、関係部署との連携を密にし、子どもが就学する環境づくりに努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

**【問】 3 地域公共交通について**

**2番 曾我 功**

中井町に暮らすうえで、大きな弱点は地域公共交通が不便なことがあげられます。特に本町は買い物や通院などの生活圏は、町内に日常生活に必要な施設が少ないため、隣接する市町への移動が多くなっています。

町で生まれた子どもたちが、中学生、高校生となっていく中で、通学の不便さが原因でクラブ活動ができなくなっていることなどを耳にします。

このような体験をした子どもたちが成人し、子育てをする段階になり、自分の子どもにはそのような経験をさせたくないとのことで、通勤・通学に便利な場所に流失していることは町にとって大きな損失です。

また、車の運転ができないお年寄りなどの買い物や通院にも大きな支障をきたしています。

町はそれらの対策として、福祉有償運送サービスやオンデマンドバスの活用により、補完しようとしています。そこで3点について伺います。

- 1、公共交通に関して将来的な展望は。
- 2、福祉有償運送サービスの実態と今後は。
- 3、オンデマンドバスの平成24年度の実証運行の課題と今後の展開は。

**【町長答】**

地域の公共交通は、少子高齢化、人口減少、マイカーの普及等による利用者の減少に伴って、減便、廃止に及ぶなど、全国的に危機的な状況にあります。公共交通の活性化に向けては、地域の特性に応じた様々な取り組みが行われており、本町においても、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用して、デマンド型交通システムの実証実験を行い、定着した交通機関となるよう、検証を開始いたしました。

1点目の「公共交通に関する将来的な展望について」は、軌道敷が無く、公共交通手段が、バス路線しかない本町においては、まちづくりの目的に沿った、公共交通計画を着実に実行していくことが、重要であると認識しています。

民間のバス事業者だけでは、カバーしきれない部分を、デマンド型交通システムが補い、相互に連携・補完し、結果として、町民がマイカーに頼らなくとも、外出しやすい移動環境を、創り出していかなければならないと、思っております。

オンデマンドバスが、本町に合った、利便性の高い交通手段として、町民に受け入れられるか、検証を始めたばかりですが、オンデマンドバスに期待を寄せる声も、多くいただいておりますので、引き続き、持続可能な公共交通として定着するよう、見直しなどの改善を含め、検証をしてまいります。

人の移動は、行政区域とは関係なく行われます。特に、町内に生活の需要を満たす施設が少ない本町にとっては、その傾向は、顕著であり、町民の生活圏域を考慮した移動手段の確保を考える必要があります。そのためにも、駅までの乗り入れなど将来的な展望をもって、隣接の複数の市町との連携による検討組織の運営を図りながら、移動サービスへの取り組みについて、その可能性を検証していきます。

2点目の「福祉有償運送サービスの実態と今後について」は、平成24年度より、中井町社会福祉協議会が運営主体となり、福祉有償運送事業を実施しております。

福祉有償運送は、身体障がい者や要介護者など、一人では、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供するもので、今年の4月末現在では、160名が登録しており、利用者にも大変喜ばれております。

今後につきましては、ボランティアの利活用・運営方法の見直しも含めまして、社会福祉協議会の独自事業として運営されるよう、助言・指導をしてまいりたいと考えております。

3点目の「オンデマンドバスの平成24年度の実証運行の課題と今後の展開について」は、1月10日から2月末にかけて行った実証運行では、50日間という限定期間ではありましたが、実際にオンデマンドバスを走らせることで、想定段階から実証・成果として、一歩踏み出せたものと認識しています。

利用者登録については、1,740名以上の登録者数を数えておりますが、利用者数は、月を追うごとに伸びてはい

るものの、当初想定した、1日40名には達していません。このような利用状況の中でも、平日の運行需要は高く、逆に、土日・祝日は低い傾向となっていることから、平日運行の需要を満たすための対応を10月に向け、検討しています。

また、オンデマンドバス運行当初から検討すべき事項として、補助金を支出して路線の維持をしている境の路線や、赤字路線として問題提起されている、その他の路線もありますので、それらの路線に、このオンデマンド交通が、どれほど代替手段として活用できるかなどの検証も行い、有効な交通手段として、確立できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**【問】 4(1) 憲法9条等の改定に反対することを求める**

15番 小沢 長男

領土拡大と他国の支配を目的にし、アジアに2,000万人という甚大な犠牲をもたらした日本の侵略戦争を、自存自衛・アジア開放の戦争だと美化するゆがんだ歴史観を持つ安倍政権・自民党は、憲法改定に意欲を示しています。60年近く占領軍に押し付けられた憲法だから、改正をするという党是だからです。

自民党の憲法改定案は、日本国は、天皇を戴く国家であり、天皇は日本国の元首として、国歌は「君が代」とし、日本国民は尊重しなければならないとしている。君とは天皇のことで、天皇家が千代も、八千代も栄えるように尊べということ。明治憲法に戻せとの主張もあります。

第2章の「戦争の放棄」を「安全保障」に変え、国防軍を創設し、「戦争ができる国」にして、米国の戦争に自動的に参戦できるようにするものです。

武器を持たない、戦争をしない、海外派兵をしないとした憲法9条を守ることが国民の望みです。

表現・結社の自由も、「公益及び公の秩序」に反しない範囲のものしか認めないなど基本的人権を根本から否定するものです。

96条で、時の権力者の都合で憲法改定できないように、国会の憲法改定要件が両院の3分の2以上であるのを、過半数にして改憲を容易にする等に反対することを求めますが、考えは。

**【町長答】**

「憲法9条等の改定に反対することを求める」のご質問にお答えいたします。

なお、私は、町民の生活を守り、町民の負託に的確に応えるため、覚悟と責任をもって、誠心誠意、町政運営を行っておりますが、小沢議員からの1問目のご質問につきましては、町政運営に関するご質問ではありませんので、一個人としてお答えさせていただきますので、あらかじめご理解をお願いいたします。

私は、以前の小沢議員からの一般質問でお答えしたとおり、日本国憲法は、国民主権と民主主義、自由主義と平和主義と国際協調主義という基本原則により、我が国の今日の平和と繁栄がもたらされる上で極めて大きな役割を果たしてきたと認識しております。

私は、恒久平和、基本的人権の尊重など普遍的な原理規範を定めている国の最高法規である憲法を改正する際は、国民の代表者である国会において徹底的に審議を尽くし、広範なコンセンサスを形成した上で国民投票に付し、国民の意思を問うことが必要であると考えております。

よって、憲法96条を改正し、改憲の発議要件を各議院の総議員の3分の2から過半数に緩和することについては、反対です。改憲に当たっては、改憲手続きの緩和からでなく、その中身を大いに議論すべきであると考えております。

**【問】 4(2) 医療費負担の増をしないことを国に求めることについて**

15番 小沢 長男

風邪は窓口7割負担・少額の治療費は全額負担・一ヶ月当たりの窓口負担の上限引き上げ（高額な治療費の負担増）。70～74歳も75歳以上も1割を2割負担に、これが安倍内閣の産業競争力会議（議長・安倍晋三首相）で報告されたと報道されています。

安倍内閣の狙いが、公的保険の対象を少なくし、公費負担を徹底して減らすことにあるといわれます。自民・公明・民主3党の賛成で、昨年、成立した社会保障制度改革推進法は病気も自己責任としました。アベノミクスの第3の矢「成長戦略」でその具体化を審議しています。

アベノミクスはもともと消費税増税を目標に、物価を引き上げることが狙いで、国民の雇用や所得を増やす目標はなく、異常な円安の中で原材料費、生活必需品の高騰で、雇用の7割を占める中小企業の経営は厳しさを増し、公務員の給料を引き下げようとしています。「世界で一番企業が活動しやすい国」にするとして、労働者にさらなる雇用・解雇規制の緩和が検討されている中で医療費負担、消費税増税はすべきではない。

風邪は万病の元です。風邪の治療負担増は病を重くする。アメリカの薬価は日本の1.3倍で、2倍を超える薬もあり、TPP参加で米国の高薬価の押し付けも懸念される。医療負担増反対を国に申し入れを。

**【町長答】**

国民健康保険制度は、町民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきております。全ての方がいつでもどこでも、安心して医療が受けられる体制を維持し、その給付と負担が町民にとって公平な制度であることが必要です。しかし、急速な高齢化や医療の高度化などにより医療費は増え、その財源となる保険料の確保は制度を維持して行く上で重要な課題であり、国保の構造を抜本的に解決することが求められています。

このような状況の中、2014年からの消費税増税に伴い持続可能な社会保障制度のあり方が議論され、社会保障

と税の一体改革を狙いに「社会保障制度改革国民会議」による協議が進んでおり、広域化や介護資源の適正化などが検討されますが、消費税の増税による税源をどのような使い道にするかが重要かと認識しております。

新政権誕生後の経済対策の実施により、長引く経済の低迷を脱出し、経済成長へ繋げるための対策が講じられておりますが、実感できる状況には至っておりません。

増税と医療費の負担というダブルの負担増は所得の安定しない低所得者や高齢者への影響は避けたいものです。負担の増大を抑制しつつ持続可能な社会保障制度の実現が基本的な考え方であると感じており、今後も安心できる医療制度の維持に向けた国の対策に注視してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**【問】 4（3）中村川の整備計画は**

**15番 小沢 長男**

河川の整備については毎年求めており、すでに承知されていることですが、中村川富士見橋付近は、整備されましたが、その上流は予定のところまでは整備されませんでした。松本八反田反対側の右岸で、前に崩落して、災害復旧で整備されたジャ籠の基礎が4月6日の豪雨で、侵食され、その下流が崩落しかかっています。

今後、豪雨があれば崩落の心配もあります。雨季に入りますが対策が必要と考えますが対応を求めます。

長年堆積した土砂を一気に取り除くことで流れが急になり、上流が侵食されやすくなることはないのかお尋ねします。あるとするならば、周期的に計画をし、整備をすることが必要ではないかと思いますが、また、えん堤を構築すると、直下が侵食されるが、小さいえん堤を数多く構築することは考えられないのかお伺いします。中村川を風情ある河川に、子どもが川遊びや釣りができるような河川の整備をする未来像は頓挫したのか、中村川の河川計画をお伺いします。

**【町長答】**

中村川は、全長10.3キロメートルの内9キロメートルは県が管理する二級河川で、県の整備指針に基づく河川としては整備済となっており、今のところ河川改修等の計画は無いと伺っております。

しかしながら、近年の大雨は集中豪雨的な降り方が発生するようになり、去る4月6日に降った強雨は、議員ご指摘の箇所において護岸の浸食が起き、町でも現地の確認と県に対し補修工事の依頼をしたところですが、県からは、パトロール等による監視を続け、浸食された箇所が大きくなるなどの状況が現れれば、至急対策を講じるとの報告を戴いており、補修工事については、渇水期に行う富士見橋上流の河床整理と一緒に実施するのです。

整備済の河川では、計画的な河床整理が河川管理の面で最善の管理方法であることから、県では現場の状況を見極め、計画的な河床整理を進めていきたいとのことです。また、ご質問の中で提案された「連続した小規模堰堤の構築」については、河川の整備指針や維持管理等に影響が大きいなどの課題が生じることから、整備の考えは無いとのことです。

いずれにしても、近年のゲリラ豪雨に備えた新たな河川改修は、町民の安全・安心を確保する上からも重要であり、今後も河川管理者である県に対し必要な要望をしております。

なお、子供たちの川遊び等ができる空間づくりについては、散策路としての堤防敷きの活用や川の中に立ち入れる親水護岸の整備などを、河川管理者である県に要望してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

**【問】 5 生活圏を重視した町政を**

**12番 相原 啓一**

軌道駅のない町、行政圏と生活圏が異なっている町、決して利便性の良い町とは言いがたい。

行政は住民のための利便性向上に力を注ぐことも重要な役割です。交通の不便さ解消のためにオンデマンドバスの実証運行をされ、交通空白地区の皆さんを始め利用されている方々には大変喜ばれています。高齢社会を乗り切るためにも必要不可欠な交通手段になるのではと思われれます。

地域主権型社会の実現に向けて広域連携が加速しており、この4月より消防業務は広域化により、小田原市に委託となりましたが、この件に関して平成24年3月議会において本町の地域性や生活圏を重視した付帯決議をつけましたが、今後の対応はどのように考えますか。

休止をしていた、あしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室が執行者会議の決定により25年度より再開した。県西地区の結びつきが強くなる一方だが、今後予想される道州制に対応した町政運営をどう考えますか。

また3市3町（平塚、秦野、伊勢原、大磯、二宮、中井）や1市3町（秦野、大磯、二宮、中井）との広域連携も行われてはいるが、これらの自治体との連携強化は考えていますか。以上お尋ねいたします。

**【町長答】**

経済情勢の低迷が続いた、ここ十数年間においても、市町村合併の推進や地域主権改革一括法による権限の移譲、そして、地域連携による住民サービスの向上など、基礎的自治体における行財政運営の手段やその取り組み方針は、著しく進展してまいりました。

本町においても、一部事務組合形式で取り組んできた消防・救急業務や廃棄物処理業務をはじめ、近年では、公共交通対策など周辺自治体と共に、町民生活に密着する事業の効率的・効果的な改善に向けた取り組みを進めております。

このような中、基礎自治体の役割達成に向けた広域行政の在り方について、何点かご質問を頂きました。

初めに「消防の広域化について」は、長年にわたり周辺市町との協議、検討を経て、今年3月31日に小田原市消防への事務委託方式によりスタートしました。安全・安心な住民生活の維持を図るための消防救急活動の高度化、迅速化、効率化を図るものでありますので、その所期の目的に沿った対応が図れるよう努めております。また、執行にあたっては、足柄消防組合の解散に関する付帯決議もありましたことから、本町では特に、地域性を認識した中で、その効果や実績に注視しながら業務を推進してまいりたいと考えております。

2点目の「あしがら上地区資源循環型処理施設の整備検討」については、平成17年度以降休止をしております。

た施設整備の検討を、今年度から再開いたしました。廃棄物の処理は、消防と同じように、長年広域行政の中で実施してきたものであり、施設の老朽化などを考慮すると、待ったなしで将来ビジョンを決める必要があります。

このような取り組みは、先ず、現有施設を維持・管理する自治体間での協議が前提となりますが、権限や税財源の配分等のあり方が不明瞭な道州制論議までには及ばずとも、重要課題として、広域的な観点で検討を進めてまいりたいと考えています。

続いて3点目の「3市3町や1市3町との広域連携のあり方」についてですが、本町において、行政サービスの向上はもとより、今後のまちづくりを推進する上で、県の合併構想に位置付けられた湘南西圏域を構成する市町との連携は、重要なものとなります。そのようなことから、以前、議会の答弁でも申し上げましたが、医療、消費そして交通など日常生活に密接な係わりをもつ、これらの生活圏域に軸足を置いた広域行政の推進に積極的に努めてまいります。

特に、構成する広域行政協議会では、事務の共同化や公共交通の充実化などの研究・協議も行っており、また、個別の自治体内でも消防や廃棄物処理などの課題も存在していますので、共通認識をもって情報交換を行いながら、迅速な広域連携が求められる機会を視野に入れ、連携関係を、より一層構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**【問】 6（1）携帯電話基地局の設置にガイドラインを**

**5番 戸村 裕司**

携帯電話の普及に伴い、携帯電話基地局が乱立している。町内でも、免許を受けたPHSを含む基地局は、大小65基。通信量の増大や電波の届きにくい谷戸も多いことから、基地局増強を考える携帯電話事業者もある。建設に際して、各事業者は独自のガイドライン等をもって周辺住民へ周知しているが、基地局は工作物であり、3～40mの巨大な塔でも、建築確認申請が通れば着工可能で、町が把握していないケースもありうる。

基地局は、景観を損ねるケースだけでなく、建設場所によっては生活空間を常に圧迫する。また、電磁波の健康への影響を懸念する住民の声、現行の電波防護指針の基準値では不十分という報告もあり、実際の被害や操業差し止め訴訟が起こっている。

ヨーロッパ諸国では、居住地からの距離や、基準値引き下げなどで、基地局設置に規制を加えている。本町でも直接の要因説明には至らないが、電磁波過敏症に苦しむ人もいることから、基地局建設にあたっては住民合意と予防原則に基づくガイドラインが必要との観点から質問します。

- 1、町の基地局設置情報の把握は十分か。
- 2、基地局設置に関する条例制定の考えは。
- 3、景観条例などで基地局に限らず、工作物のあり方にガイドラインを設ける考えは。

**【町長答】**

今日、私たちが通信手段として日々利用する携帯電話は、機種種の進化はもとより、通信環境の向上もめざましく、近年では、基地局の設置が進み、中山間地域を初め、幅広い地域での利用が可能になったことから、利便性も一層高まり、私たちの生活に欠くことのできない通信手段となりました。

1点目の「町の基地局設置情報の把握状況」であります。携帯電話基地局の設置は、設置事業者が総務省の「電波防護指針」に基づく規制基準値以下による施工を、通信局の指導のもとで行なっており、特段、町への報告、届け出等の義務は課せられておりません。そのようなことから、把握手段は、完成した施設の目視や総務省の電波利用ホームページの公表の情報だけであり、把握状況は、十分ではないと認識しています。

2点目の「基地局設置に関する条例制定の考えについて」は、住環境をめぐるトラブルが発生したこと、事前に、近隣住民への説明責任などを求める条例もあるようですが、情報通信行政は、総務省が一元的に管理しており、電磁波等による健康被害についても、検証に基づき、影響を及ぼさない範囲で、許可しているという見解も示されていますので、現在のところ、条例の制定は、考えていない次第であります。

3点目の「基地局に限らず工作物のあり方に関するガイドラインを設ける考えについて」は、地上15m以上の工作物やそれ以下で、ビルの屋上や電柱等に共架するものなど、通信環境が充実する過程では、基地局の大小を問わず、地域内に増えていくこととなります。景観を損なう工作物の設置規制や圧迫感による精神的な影響、電磁波過敏症による健康被害への対応など、多くの課題も生じているようですが、設置に際しての情報把握も不十分で、通信技術の知識を持ち合わせない自治体が、条例等で規制するのではなく、国により法律のレベルで、適正に基地局設置の手続き等を規制すべきと、認識するところであります。よって、今後は、1自治体の問題と考えず、課題、対策等を検証した中で、必要な事項を国に要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**【問】 6（2）内部被ばくを減らすため給食の放射能検査を**

**5番 戸村 裕司**

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害からすでに2年以上が経過したが、汚染水処理計画の破綻など廃炉の見通しも不透明で、関東圏のホットスポットなども依然残っており、予断を許さない状況にある。

食品の放射能検査においては、3月中旬に発表された国の新指針によって課題が大きく変わった。検査品目が減少し、かつて100Bq/kgを超えたサバ、ブリ、カブも対象から外されており、これでは流通の信頼性も一層薄れてしまうと考え。

チェルノブイリ事故の知見から、具体的な健康被害は4、5年後から起こっており、内部被ばくの危険性は明らかで、10Bq/kgでもとり続けられれば体内に蓄積し健康被害が出ている。

子どもは大人よりも影響を受けやすく、中井っ子の未来を守るためには、児童・生徒そして園児の給食から、確かなものを提供すべきと考え、質問します。

- 1、献立や調理における内部被ばくの取り組みの状況は。
- 2、給食食材の産地公表を教育委員会のホームページにおいて継続する考えは。
- 3、県の学校給食食材の事前検査事業を活用する考えは。
- 4、給食センター、町立保育園の1週間分の給食を測定し、公表していく考えは。

**【町長答】**

1点目の「献立や調理における内部被ばくの取り組みの状況は。」のご質問にお答えします。現在、市場に流通している食材は、厚生労働省が示す検査計画により、食品産地の県で放射性物質の検査が行われ、安全性が確認されているものです。今年3月に発表された同省の新指針によってサバやカブ、ホウレンソウなどの食品が検査項目から除外されましたが、それは直近1年間の検査結果により、それら食品の安全性が認められると国が判断したためです。現在、中井町の学校給食で使用している食材で、主食及び牛乳については、神奈川県学校給食会から、国や県の検査に基づき安全が確認されたものを購入しております。また、給食センターで独自に購入している食材につきましては、納入業者に食材の産地表示を義務づけるとともに、食材によっては、安全性が表示されている物を購入し、納品時に給食センターの栄養士が確認することにより食材の安全性を確保しております。

なお、県内産については、ほとんどの食材の安全性が確保されていることから、引き続き、給食センターでは県内産食材の優先的な発注に努めてまいります。

2点目の、「給食食材の産地公表を教育委員会のホームページにおいて継続する考えは。」についてですが、給食センターで使用している給食食材の産地を公表することは、保護者や地域の皆様が食材の安全性を確認する手がかりにもなりますので、引き続き、町及び教育委員会のホームページで産地を公表し、情報提供に努めてまいります。

続いて、3点目の「県の学校給食食材の事前検査事業を活用する考えは。」のご質問ですが、1点目のご質問でお答えしたとおり、給食食材については、納入業者に産地表示を義務づけ、その都度、給食センターの栄養士が産地を確認し食材の安全性を確保しておりますので、現在のところ、県で行っている学校給食食材の事前検査事業を活用する考えはございません。

4点目の「給食センター、町立保育園の1週間分の給食を測定し、公表していく考えは。」とのご質問にお答えします。このことにつきましても、これまでご説明させていただきましたように、食材の安全性が確保されているとの判断から給食食材の放射能検査は計画しておりませんが、今後の国等の情報に注視し、必要に応じて検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。